

## 宇都宮大学利益相反自己申告書（平成28年分）

申告対象期間：平成28年1月1日～平成28年12月31日

4月28日（金）までに利益相反マネジメント室まで封書又はメールによりご提出願います。

E-mail：[coiuu@miya.jm.utsunomiya-u.ac.jp](mailto:coiuu@miya.jm.utsunomiya-u.ac.jp)

記入欄は黄色網掛け部分のみです。 記入日 平成 年 月 日

所属 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

### Q1. 下記④または⑤のような関係の企業等の有無

【回答欄】 いずれかを選択してください。 「あり」 「なし」

- ④ 過去3年以内に、貴職が共同研究、受託研究、寄付金を受け入れた、または兼業（他大学の非常勤講師等教育に関する兼業（本学職員兼業規程第28条）は含まない）を行った企業等
- ⑤ 貴職の研究成果を技術移転している企業等（対象期間前の技術移転も含む）

\* 兼業規程第28条及び企業等の解説については、裏面をご覧ください。

Q1で「なし」の場合は、アンケート終了です。

### Q2. Q1の④～⑤の企業等から、申告対象期間に提供された産学連携に係る個人的な利益（兼業やロイヤリティ等）

【回答欄】 該当する記号に○を付してください（複数回答可）。

(1) 自らの所得として計上される収入

- ㊦ ( ) 収入はなし
- ㊧ ( ) 収入の総額が100万円未満/年
- ㊨ ( ) 収入の総額が100万円～200万円未満/年
- ㊩ ( ) 収入の総額が200万円以上/年

(2) 株式<sup>(注1)</sup>または新株予約権（ストックオプション<sup>(注2)</sup>を含む）による利益

- ㊪ ( ) 株式または新株予約権

(注1) 上場株式の場合は上場株式の5%以上保有する場合

(注2) あらかじめ定められた価格で株式を購入できる権利

### Q3. Q2で㊨または㊩と回答した場合

【回答欄】 いずれかを選択してください。 「あり」 「なし」

- ・ 1企業から100万円を超える自らの所得として計上される収入。

### Q4. 大学発ベンチャーにおける学生の業務従事

【回答欄】 いずれかを選択してください。 「あり」 「なし」

- ・ ご自身が指導している学生を、Q1の⑤において業務に従事させたことがありますか。

【問合せ先】 利益相反マネジメント室

メール：[coiuu@miya.jm.utsunomiya-u.ac.jp](mailto:coiuu@miya.jm.utsunomiya-u.ac.jp)

担当者：地域共生研究開発センター 網屋 6318

杉山 6324

## 【参考】

### 1. 兼業について

「自己申告書について、ここに記載されている教育に関するものは除いて、申告してください。」

- ・本学職員兼業規程からの抜粋

#### 国立大学法人宇都宮大学職員兼業規程

(教育に関する兼業)

**第28条** 教育に関する兼業とは、次の職を兼ねることをいう。

- 一 国立大学法人において非常勤講師の職を兼ねる場合
- 二 公立、私立の学校、専修学校、各種学校又は放送大学学園の設置する教育施設の職員のうち、教育を担当（非常勤講師等をいう。以下同じ。）又は教育事務（庶務又は会計の事務に係るものを除く。以下同じ。）に従事する職を兼ねる場合
- 三 公立又は私立の図書館、博物館、公民館、青年の家その他の社会教育施設等の職員のうち、教育を担当し、又は教育事務に従事する職を兼ねる場合
- 四 教育委員会の委員、指導主事、社会教育主事その他教育委員会の職員のうち、もっぱら教育事務に従事するもの及び地方公共団体におかれる委員会等で教育に関する事項を所掌するものの構成員の職を兼ねる場合
- 五 学校法人及び社会教育団体（文化財保護又はユネスコ活動を主たる目的とする団体を含む。）の職員のうち、もっぱら教育を担当し、又は教育事務に従事する者の職を兼ねる場合
- 六 国会、裁判所、防衛庁、公共企業体又は地方公共団体に附置された機関等の職員のうち、もっぱら教育を担当し、又は教育事務に従事する者の職を兼ねる場合

—以下省略—

### 2. 「企業等」について

- ・本学利益相反マネジメント規程からの抜粋

#### 国立大学法人宇都宮大学利益相反マネジメント規程

(定義)

**第2条** この規程における用語の定義は、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 省略
- 二 「利益相反」とは、次に掲げる状態をいう。
  - イ 産学官連携活動等により生じる、役職員等が国、地方公共団体、独立行政法人、会社又はその他の営利企業若しくは団体（以下「企業等」という。ただし、国立大学法人宇都宮大学職員兼業規程第28条に規定する教育機関を除く。）から得る私的利益と役職員等の責務が対立する状態

—以下省略—